

印鑑登録・印鑑証明書に関するよくあるご質問 Q&A

Q 印鑑登録はどうやってすればよいですか？

A 窓口を設置してある「印鑑登録申請書」に記入し、係員に渡してください。登録する印鑑と顔写真付き身分証明書をご持参ください。

※顔写真付き身分証明書には自動車運転免許証、住基カード、マイナンバーカード、障がい者手帳等があります。

Q 印鑑登録時の身分証明書は保険証でも大丈夫ですか？

A 顔写真付きの身分証明書のみとなります。顔写真付きの身分証明書をお持ちでない場合は、照会書方式（郵便にて本人様の住所地宛てに送付する照会書を後日、持参していただくため即日登録ができません。）による本人確認または町内で印鑑登録をしている方に保証人になっていただく必要があります。

Q 印鑑登録は本人が行かないとできませんか？

A 代理人での登録も可能です。ただし、代理人の方では即日登録ができません。印鑑登録者本人へ印鑑登録の意思があるか確認する必要があるため、照会書方式で印鑑登録者本人へ照会します。

照会書が届いたら本人が記入した照会書を代理人の方が持参して登録が可能となります。申請から登録まで2～3日かかりますので早めに申請していただくことをお勧めします。

Q 印鑑登録できない印鑑はありますか？

A あります。以下に該当する印鑑は登録ができません。

- ・住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名もしくは通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称）又は氏名もしくは通称の一部を組み合わせたもので表してないもの。

- ・職業、資格その他氏名又は通称以外の事項を表しているもの

- ・ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの

- ・印影の大きさが一辺の長さ8mmから25mmまでの正方形に収まらないもの

- ・印影を鮮明に表しにくいもの

- ・その他登録を受けようとする印鑑として適当でないもの

※プラスチック製の印鑑や同じ印影で大量に作られている印鑑なども登録できません。

Q 印鑑登録はどのぐらいで終わりますか？

A 窓口の混雑状況にもよりますが10分程度で終了します。

Q 印鑑証明書を取得するにはどうしたらよいですか？

A 印鑑登録時に交付された印鑑登録証をご持参いただき、申請書と一緒に窓口で提示してください。

Q 印鑑証明書を代理人が取得することは可能ですか？

A 可能です。印鑑登録者本人の印鑑登録証をご持参いただければ代理人でも取得が可能です。ただし、登録証がない場合は、取得できませんのでご注意ください。

Q 印鑑登録証をなくしてしまった場合はどうすればよいですか？

A 再登録となります。印鑑登録証をなくしてしまった場合は、すでに登録している印鑑登録を抹消し、再度登録をお願いします。印鑑は以前登録いただいていたものを使用してください。